

議案第86号

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 旅費の種類を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区
条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、
宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。